（巻込防止装置）

第十六条　（略）

2　（略）

3　昭和四十八年十一月三十日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のものを除く。）については、保安基準第十八の二及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和五十四年運輸省令第八号）附則第四項、細目告示第二十三条、第百一条及び第百七十九条並びに第一項の規定は、適用しない。

（乗車装置）

第十八条　（略）

2・3　（略）

4　細目告示第二十六条第二項及び第百四条第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第百四条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることができるものとする。

5　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2・3　（略）

4　平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八条第六項及び第百六条第六項の表右欄中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第３改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第３改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第３改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」を、「協定規則第80号の技術的な要件に定める基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」」と読み替えるものとする。

5～7　（略）

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第一号の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第５改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」と、同条第二項の規定中「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。

（巻込防止装置）

第十六条　（略）

2　（略）

3　昭和四十三年七月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のものを除く。）については、第一項第一号並びに前項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（乗車装置）

第十八条　（略）

2・3　（略）

4　細目告示第二十六条第二項及び第百四条第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第百四条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることができるものとする。

5　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2・3　（略）

4　平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八条第六項及び第百六条第六項の表右欄中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」を、「協定規則第80号の技術的な要件に定める基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」」と読み替えるものとする。

5～7　（略）

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第一号の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第５改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」と、同条第二項の規定中「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」